

新旧対照表【本則】

○神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 指定事業所の設置等の手続等</p> <p>第1節 (略)</p> <p><u>第2節 災害時の特例 (第21条～第23条の3)</u></p> <p>第3節 (略)</p> <p>第3章～第6章 (略)</p> <p>第7章 自動車の使用に伴う環境負荷の低減</p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p><u>第4節 特定自動車の運行制限 (第87条の2・第87条の3)</u></p> <p><u>第5節 自動車の燃料に関する規制 (第87条の4)</u></p> <p>第8章～第11章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(特定有害物質)</p> <p>第2条の4 条例第2条第8号に規定する規則で定める物質は、第2条の2第1号から第25号まで及び第27号に掲げる物質(第5号に掲げる物質にあっては、六価クロム化合物に限る。)とする。</p> <p>(指定作業)</p> <p>第3条 条例第2条第10号に規定する規則で定める作業は、別表第1の<u>条例別表</u>の作業の欄に掲げる作業ごとに<u>別表第1</u>の作業の内容の欄に掲げる作業(当該作業の一部のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連する作業を含む。)とする。</p> <p>(指定施設)</p> <p>第3条の2 条例第2条第11号に規定する規則で定める施設は、別表第1の<u>条例別表</u>の作業の欄に掲げる作業ごとに<u>別表第1</u>の施設の欄に掲げる施設とする。</p> <p>(設置許可申請書等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項第1号の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。た</p>	<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 指定事業所の設置等の手続等</p> <p>第1節 (略)</p> <p><u>第2節 削除</u></p> <p>第3節 (略)</p> <p>第3章～第6章 (略)</p> <p>第7章 自動車の使用に伴う環境負荷の低減</p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p><u>第4節 特定自動車の運行制限 (第87条の2・第87条の3)</u> (新規)</p> <p>第8章～第11章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(特定有害物質)</p> <p>第2条の4 条例第2条第8号に規定する規則で定める<u>地下浸透禁止物質</u>は、第2条の2第1号から第25号まで及び第27号に掲げる物質(第5号に掲げる物質にあっては、六価クロム化合物に限る。)とする。</p> <p>(指定作業)</p> <p>第3条 条例第2条第10号に規定する規則で定める作業は、別表第1の<u>条例別表第1</u>の作業の欄に掲げる作業ごとに<u>同表</u>の作業の内容の欄に掲げる作業(当該作業の一部のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連する作業を含む。)とする。</p> <p>(指定施設)</p> <p>第3条の2 条例第2条第11号に規定する規則で定める施設は、別表第1の<u>条例別表第1</u>の作業の欄に掲げる作業ごとに<u>同表</u>の施設の欄に掲げる施設とする。</p> <p>(設置許可申請書等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項第1号の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。た</p>

新	旧
<p>だし、知事が特に認めるときは、添付すべき書類の一部を省略することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 申請に係る指定事業所を、複数の事業所(当該指定事業所を含む。)が立地する一団の土地に設置する場合であって、当該一団の土地の境界線上の地点を騒音又は振動の測定の地点とすることが当該一団の土地の利用状況から適当と知事が認めるときは、次に掲げる書類のうち知事が必要と認める書類</p> <p>ア 当該一団の土地の境界線上の地点を騒音又は振動の測定の地点とすることについて、当該一団の土地の所有者、占有者その他当該土地の使用権原を有する者全ての合意を得たことを証する書類</p> <p>イ (略)</p> <p>(変更の許可)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 条例第8条第1項第4号に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更とする。</p> <p>(1) 条例第3条第2項第4号又は第11号に掲げる事項の変更であって、変更後の指定事業所に適用される条例第25条第1項、第28条第1項又は第32条第1項の規制基準が変更前の規制基準と同等又はそれ以下となる変更</p> <p>(2) 条例第3条第2項第6号、<u>第9号、第10号、第15号又は第19号</u>に掲げる事項の変更であって、<u>変更後の同項第12号から第14号までに規定する予測値が変更前の予測値以下となる変更</u></p> <p>(3) 条例第3条第2項第7号に掲げる事項の変更であって、<u>指定作業の工程の変更</u></p> <p>(4) 条例第3条第2項第8号に掲げる事項の変更であって、次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア <u>指定事業所に適用される条例第25条第1項、第28条第1項又は第32条第1項の規制基準が変更になるもの</u>にあつては、<u>変更前の規制基準と同等又はそれ以下となるもの</u></p> <p>イ <u>条例第3条第2項第12号から第14号までに規定する予測値が変更になるもの</u>にあつては、<u>変更前の予測値以下となるもの</u></p> <p>(5) <u>条例第3条第2項第12号から第14号までに掲げる事項の変更であつ</u></p>	<p>だし、知事が特に認めるときは、添付すべき書類の一部を省略することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 申請に係る指定事業所を、複数の事業所(当該指定事業所を含む。)が立地する一団の土地に設置する場合であって、当該一団の土地の境界線上の地点を騒音の測定の地点とすることが当該一団の土地の利用状況から適当と知事が認めるときは、次に掲げる書類のうち知事が必要と認める書類</p> <p>ア 当該一団の土地の境界線上の地点を騒音の測定の地点とすることについて、当該一団の土地の所有者、占有者その他当該土地の使用権原を有する者全ての合意を得たことを証する書類</p> <p>イ (略)</p> <p>(変更の許可)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 条例第8条第1項第4号に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。</p> <p>(1) 条例第3条第2項第4号又は第11号に掲げる事項の変更であつて、変更後の指定事業所の<u>位置又は排水の排出先に適用される条例第25条第1項、第28条第1項又は第32条第1項の規制基準が変更前の規制基準より厳しくなる変更</u></p> <p>(2) 条例第3条第2項第6号、<u>第8号から第10号まで、第15号、第16号又は第19号</u>に掲げる事項の変更であつて、<u>同項第12号から第14号までに規定する予測値を変更前の予測値より増大させることとなる変更</u></p> <p>(3) 条例第3条第2項第7号に掲げる事項の変更であつて、<u>指定作業の種類の変更</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

新	旧
<p>て、同項第6号、第8号から第10号まで、第15号又は第19号の変更に伴うものでない変更</p> <p>(6) <u>条例第3条第2項第19号に掲げる事項の変更であって、次のいずれにも該当しない変更（第2号に掲げる変更を除く。）</u></p> <p>ア <u>別表第1の68の項に掲げる指定作業を行う施設に係る変更（炭化水素系物質の排出防止処理設備に係るものに限る。）</u></p> <p>イ <u>別表第7の2に掲げる集じん設備、同表の3に掲げる散水設備及び同表の4に掲げる防じんカバー等の変更</u></p> <p>ウ <u>別表第8の3に掲げる吸着設備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭設備の変更</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 条例第3条第2項第6号、第8号、第14号及び第19号に掲げる事項を変更しようとする場合であって、同項第14号に規定する騒音又は振動の予測値を変更前の予測値より増大させることとなる変更であるときは、前項第1号の申請書には、第4条第2項第4号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第16条 <u>条例第10条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>条例第10条第1項第1号に掲げる変更 次に掲げる書類</u> ア・イ (略)</p> <p>(2) <u>条例第10条第1項第2号から第6号までに掲げる変更 次に掲げる書類</u> ア～ウ (略)</p> <p>2 <u>前項第2号ウに掲げる書類は、条例第10条第1項第2号から第6号までに掲げる変更をすることにより公害の防止の方法を変更することとならない場合は、その提出を省略することができる。</u></p> <p>3 <u>条例第10条第2項及び第3項の規定による届出は、次に掲げる書類により行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>環境管理事業所（優良環境管理事業所）に係る変更届出書（第13号様式の2）</u></p> <p>(2) <u>条例第3条第2項第1号に掲げる事項の変更にあつては、第4条第2項第1号、第2号又は第3号に掲げる書類</u></p>	<p>(新規)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 条例第3条第2項第6号、第8号、第14号及び第19号に掲げる事項を変更しようとする場合であって、同項第14号に規定する騒音の予測値を変更前の予測値より増大させることとなる変更であるときは、前項第1号の申請書には、第4条第2項第4号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第16条 <u>条例第10条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>条例第10条第1号に掲げる変更 次に掲げる書類</u> ア・イ (略)</p> <p>(2) <u>条例第10条第2号から第5号までに掲げる変更 次に掲げる書類</u> ア～ウ (略)</p> <p>2 <u>前項第2号ウに掲げる書類は、条例第10条第2号から第5号までに掲げる変更をすることにより公害の防止の方法を変更することとならない場合は、その提出を省略することができる。</u></p> <p>(新規)</p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>第2節 災害時の特例</u> (特例措置対象災害の公示)</p> <p>第21条 <u>条例第16条第2項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>災害の種類及び発生の日</u></p> <p>(2) <u>適用する地域</u></p> <p>(3) <u>条例第17条第1項に規定する知事が指定する日及び指定する作業</u></p> <p>(4) <u>条例第17条第2項に規定する知事が指定する日</u></p> <p>(5) <u>条例第17条の2に規定する知事が指定する日</u></p> <p>(特例措置事前届出書)</p> <p>第22条 <u>条例第17条第3項の規定による届出は、指定事業所に係る特例措置事前届出書(第16号様式の2)により行うものとする。</u></p> <p>(特例措置による設置届出書)</p> <p>第23条 <u>条例第17条第4項の規定による届出は、次に掲げる書類により行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>特例措置による指定事業所設置届出書(第16号様式の3)</u></p> <p>(2) <u>指定事業所概要書</u></p> <p>(3) <u>公害防止方法概要書</u></p> <p>2 <u>前項第1号の書類には、第4条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、同項各号中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請に」とあるのは「届出に」とする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、知事が特に認めるときは、添付すべき書類の一部を省略することができる。</u></p> <p>(特例措置による変更届出書)</p> <p>第23条の2 <u>条例第17条第5項の規定による届出は、次に掲げる書類により行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>特例措置による指定事業所に係る変更届出書(第16号様式の4)</u></p> <p>(2) <u>指定事業所に係る変更概要書</u></p> <p>(3) <u>公害防止方法変更概要書</u></p> <p>2 <u>条例第3条第2項第6号、第8号、第14号及び第19号に掲げる事項を変更しようとする場合であって、同項第14号に規定する騒音又は振動の予測値を変更前の予測値より増大させることとなる変更であるときは、前項第1号の書類には、第4条第2項第4号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、同号中「申請」とあるのは「届出」とする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第2節 削除</u></p> <p>第21条から第23条まで <u>削除</u></p> <p>(新規)</p>

新	旧
(特例措置による設置及び変更計画の中止届出書)	
第23条の3 <u>条例第17条第8項の規定による届出は、特例措置による指定事業所設置(変更)計画中止届出書(第16号様式の5)により行うものとする。</u>	(新規)
(環境管理事業所の認定の基準)	(環境管理事業所の認定の基準)
第24条 条例第18条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。	第24条 条例第18条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。
(1)～(7) (略)	(1)～(7) (略)
<u>(8) 指定事業所を設置している者が条例第3条第1項の規定に違反して指定事業所を設置した場合又は条例第8条第1項の規定に違反して指定事業所の位置等の変更を行った場合にあっては、当該違反に係る状況を是正した日から3年以上経過していること。</u>	(新規)
(優良環境管理事業所の認定の基準)	
第26条の2 <u>条例第18条の2第1項の規則で定める基準は、別表第1の4のとおりとする。</u>	(新規)
(優良環境管理事業所認定申請書)	
第26条の3 <u>条例第18条の2第2項に規定する申請書は、優良環境管理事業所認定申請書(第17号様式の3)とする。</u>	(新規)
2 <u>前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。</u>	
(1) <u>第24条第1号ア、イ又はウの登録を証する書面</u>	
(2) <u>指定施設及び公害を防止するための装置の配置図</u>	
(3) <u>申請者が条例第19条各号に掲げる欠格事由に該当しないことを誓約する書面</u>	
(優良環境管理事業所認定申請書の記載事項等)	
第26条の4 <u>条例第18条の2第2項第6号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。</u>	(新規)
(1) <u>第26条に定める事項</u>	
(2) <u>第26条の2に定める基準に適合しているかどうかについて自ら評価した結果</u>	
(削除)	(環境配慮推進事業所の登録の要件)
(削除)	第27条の2 <u>条例第19条の2第1項の規則で定める要件は、別表第1の4のとおりとする。</u>
	(環境配慮推進事業所登録申請書)
	第27条の3 <u>条例第19条の2第2項に規定する申請書は、環境配慮推進事業所</u>

新	旧
<p>(削除)</p> <p>(環境管理事業所及び優良環境管理事業所の公表)</p> <p>第28条 条例第20条第1項の規定による公表は、環境管理事業所に係る同条各号に掲げる事項を記載した書面を<u>知事が必要と認める場所に備え置くこと及びインターネットの利用により行うものとする。</u></p> <p>2 前項の規定は、<u>条例第20条第2項の規定による優良環境管理事業所の公表</u>について準用する。</p> <p>(<u>環境管理事業所及び優良環境管理事業所に係る変更届出書</u>)</p>	<p><u>登録申請書（第17号様式の3）とする。</u></p> <p>2 <u>前項の申請書には、指定施設及び公害を防止するための装置の配置図を添付しなければならない。</u> (<u>環境配慮推進事業所登録申請書の記載事項等</u>)</p> <p><u>第27条の4 条例第19条の2第2項第5号に規定する規則で定める事項は、条例第19の2第1項の規則で定める要件に適合しているかどうかについて自ら評価した結果とする。</u></p> <p>(<u>環境管理事業所及び環境配慮推進事業所の公表</u>)</p> <p>第28条 条例第20条第1項の規定による公表は、環境管理事業所に係る同条各号に掲げる事項を記載した書面を、<u>知事が必要と認める場所に備え置くことにより行うものとする。</u></p> <p>2 前項の規定は、<u>条例第20条第2項において準用する環境配慮推進事業所の公表</u>について準用する。</p> <p>(<u>環境管理事業所及び環境配慮推進事業所に係る変更届出書</u>)</p>
<p>第29条 <u>条例第21条第1項に規定する規則で定める事項は、第26条第1号に掲げる事項とする。</u></p> <p>2 <u>条例第21条第2項に規定する規則で定める事項は、第26条第1号及び第26条の4第2号に掲げる事項とする。</u></p> <p>3 <u>条例第21条第1項及び第2項の規定による届出は、環境管理事業所（優良環境管理事業所）に係る変更届出書により行うものとする。</u></p>	<p>第29条 <u>条例第21条第1項及び第2項の規定による届出は、環境管理事業所（環境配慮推進事業所）に係る変更届出書（第18号様式）により行うものとする。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>
<p>(排煙の測定)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 条例第27条の規定による排煙量及び排煙濃度の測定は、次の各号に掲げる物質の種類に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 窒素酸化物 次に掲げる方法により行うこと。この場合における当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度の測定方法は、当該排出ガス量については規格Z 8808に定める方法、窒素酸化物の濃度については規格K 0104に定める方法によるものとする。</p> <p>ア 排煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時4万立方メートル未満の排煙発生施設の場合（<u>ウに掲げる場合を除く。</u>） 当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を年2回以上（1</p>	<p>(排煙の測定)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 条例第27条の規定による排煙量及び排煙濃度の測定は、次の各号に掲げる物質の種類に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 窒素酸化物 次に掲げる方法により行うこと。この場合における当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度の測定方法は、当該排出ガス量については規格Z 8808に定める方法、窒素酸化物の濃度については規格K 0104に定める方法によるものとする。</p> <p>ア 排煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時4万立方メートル未満の排煙発生施設の場合 当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を年2回以上（1年につき継続して休止する期</p>

新	旧
<p>年につき継続して休止する期間が6月以上の排煙発生施設にあっては年1回以上)それぞれ測定して窒素酸化物の量を算定すること。</p> <p>イ 排煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時4万立方メートル以上の排煙発生施設の場合(ウに掲げる場合を除く。)当該排出ガス量を2箇月に1回以上測定し、及び窒素酸化物の濃度を常時測定して窒素酸化物の量を算定すること。</p> <p>ウ <u>大気汚染防止法施行令別表第1の2の項に掲げるガス発生炉のうち水蒸気改質方式の改質器であって、水素(温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算したものをいう。第5号エにおいて同じ。)の製造能力が毎時1,000立方メートル未満の施設(気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。)並びに燃料電池用改質器の場合 当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を5年に1回以上それぞれ測定して窒素酸化物の量を算定すること。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) ばいじん 次に掲げる方法により行うこと。</p> <p>ア 排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時4万立方メートル以上の排煙発生施設(ウ及びエに掲げるものを除く。)のうち、別表第5の1に掲げる施設にあっては排出口から大気中に排出されるばいじんの量を同表の1に定める方法により、同表の2に掲げる施設にあっては排出口から大気中に排出されるばいじんの量を同表の2に定める方法により、同表の3に掲げる施設にあっては排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度を同表の3に定める方法により2箇月に1回以上測定すること。</p> <p>イ 排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時4万立方メートル未満の排煙発生施設(ウ及びエに掲げるもの、平成2年4月1日前に設置された小型ボイラーのうちガスを専焼させるもの、軽質液体燃料を専焼させるもの並びにガスと軽質液体燃料を混焼させるものを除く。)のうち、別表第5の1に掲げる施設にあっては排出口から大気中に排出され</p>	<p>間が6月以上の排煙発生施設にあっては年1回以上、<u>大気汚染防止法施行令別表第1の2の項に掲げるガス発生炉(イにおいて「ガス発生炉」という。)のうち燃料電池用改質器にあっては5年に1回以上)</u>それぞれ測定して窒素酸化物の量を算定すること。</p> <p>イ 排煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時4万立方メートル以上の排煙発生施設の場合 当該排出ガス量を2箇月に1回以上(ガス発生炉のうち燃料電池用改質器にあっては、5年に1回以上)測定し、及び窒素酸化物の濃度を常時(ガス発生炉のうち燃料電池用改質器については、5年に1回以上)測定して窒素酸化物の量を算定すること。</p> <p>(新規)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) ばいじん 次に掲げる方法により行うこと。</p> <p>ア 排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時4万立方メートル以上の排煙発生施設のうち、別表第5の1に掲げる施設にあっては排出口から大気中に排出されるばいじんの量を同表の1に定める方法により、同表の2に掲げる施設にあっては排出口から大気中に排出されるばいじんの量を同表の2に定める方法により、同表の3に掲げる施設にあっては排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度を同表の3に定める方法により2箇月に1回以上(同表の1に掲げるボイラーのうちガスを専焼させるもの並びに同表の3の表51の項、53の項、54の項に掲げるガス発生炉のうち燃料電池用改質器及び65の項にあっては、5年に1回以上)測定すること。</p> <p>イ 排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時4万立方メートル未満の排煙発生施設(平成2年4月1日前に設置された小型ボイラーのうちガスを専焼させるもの、軽質液体燃料を専焼させるもの及びガスと軽質液体燃料を混焼させるものを除く。)のうち、別表第5の1に掲げる施設にあっては排出口から大気中に排出されるばいじんの量を同表の1</p>

新	旧
<p>るばいじんの量を同表の1に定める方法により、同表の2に掲げる施設にあっては排出口から大気中に排出されるばいじんの量を同表の2に定める方法により、同表の3に掲げる施設にあっては排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度を同表の3に定める方法により年2回以上 (1年につき継続して休止する期間が6月以上の排煙発生施設にあっては年1回以上)測定すること。</p>	<p>に定める方法により、同表の2に掲げる施設にあっては排出口から大気中に排出されるばいじんの量を同表の2に定める方法により、同表の3に掲げる施設にあっては排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度を同表の3に定める方法により年2回以上(1年につき継続して休止する期間が6月以上の排煙発生施設にあっては年1回以上、<u>同表の1に掲げるボイラーのうちガスを専焼させるもの並びに同表の3の表51の項、53の項、54の項に掲げるガス発生炉のうち燃料電池用改質器及び65の項にあっては、5年に1回以上</u>)測定すること。</p>
<p>ウ <u>別表第5の1に掲げるボイラーのうちガスを専焼させるもの</u>にあっては、<u>排出口から大気中に排出されるばいじんの量を同表の1に定める方法により5年に1回以上測定すること。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>エ <u>別表第5の3の表51の項、53の項及び54の項に掲げる施設のうち水蒸気改質方式の改質器であって、水素の製造能力が毎時1,000立方メートル未満の施設(気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。)</u>並びに<u>燃料電池用改質器並びに同表65の項に掲げる施設にあっては、排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度を別表第5の3に定める方法により5年に1回以上測定すること。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>(6) (略)</p>	<p>(6) (略)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(施設の構造基準)</p>	<p>(施設の構造基準)</p>
<p>第35条 条例第29条第2項に規定する規則で定める構造は、次に掲げる構造とする。</p>	<p>第35条 条例第29条第2項に規定する規則で定める構造は、次に掲げる構造とする。</p>
<p>(1) 床面が地下浸透禁止物質の地下浸透を適切に防止できるコンクリート、タイル等の不透水性材質でありその表面に地下浸透禁止物質若しくは<u>地下浸透禁止物質を含む水その他の液体の種類若しくは性状により必要に応じて耐薬品性及び不浸透性のある材質で被覆がなされていること又は条例第29条第1項の作業に係る施設の下に地下浸透を防止することができる材質の受皿を設置する等の地下浸透禁止物質の浸透を防止する措置がとられていること。</u></p>	<p>(1) 床面は、<u>地下浸透禁止物質の地下浸透を適切に防止できるコンクリート、タイル等の不透水性材質とし、その表面は耐性のある材質で被覆がなされていること。</u></p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>(削除)</p>	<p>(3) <u>有機塩素系溶剤を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業に係る施設である場合であって、床面の材質にひび割れ等が心配される場合</u>にあっては有機塩素系溶剤に耐浸透性をもつフラン樹脂、<u>弗素樹脂、エポキシ</u></p>

新	旧
<p>(炭化水素系物質の発散の防止の設備)</p> <p>第42条 条例第50条第1項に規定する規則で定める車両は、揮発油を運搬するタンクローリーのうち別表第1の68の項に掲げる給油施設<u>(蒸気返還方式接続設備以外の設備を設けることにより別表第4の1の基準に適合するものを除く。)</u>において揮発油を注入する作業を行うタンクローリーとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(汚染された土地)</p> <p>第48条の5 <u>条例第58条第2項に規定する規則で定める土地</u> (以下「汚染された土地」という。) は、次に掲げるいずれかの調査の結果、特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態が前条に規定する基準に適合していないと認められた土壌が存在する土地とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(生活環境を保全するために必要な措置)</p> <p>第48条の7 条例第58条の3第1項第4号に規定する規則で定める埋立て等は、次に掲げる埋立て等とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 汚染土壌の処理のため指定事業所 (条例別表の51の2の項に掲げる作業を行う指定施設を設置するものに限る。) において行う汚染土壌の一時的な堆積</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(届出を要しない土地の形質の変更)</p> <p>第51条の2 <u>条例第60条第1項第4号に規定する規則で定める土地の形質の変更は、次のいずれにも該当する変更とする。</u></p> <p>(1) <u>掘削した土壌を当該土壌の掘削を行った土地を含む特定有害物質使用地から搬出しないこと。</u></p>	<p><u>アクリレート樹脂その他の合成樹脂で必要な床面の被覆がなされていること又は当該作業に係る施設の下にステンレス鋼の受け皿を設置することその他の地下浸透禁止物質を含む水又はその他の液体の浸透を防止するために必要な措置がとられていること。</u></p> <p>(炭化水素系物質の発散の防止の設備)</p> <p>第42条 条例第50条第1項に規定する規則で定める車両は、揮発油を運搬するタンクローリーのうち別表第1の68の項に掲げる給油施設において揮発油を注入する作業を行うタンクローリーとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(汚染された土地)</p> <p>第48条の5 <u>前条に規定する土地</u> (以下「汚染された土地」という。) は、次に掲げるいずれかの調査の結果、特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態が前条に規定する基準に適合していないと認められた土壌が存在する土地とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(生活環境を保全するために必要な措置)</p> <p>第48条の7 条例第58条の3第1項第4号に規定する規則で定める埋立て等は、次に掲げる埋立て等とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 汚染土壌の処理のため指定事業所 (条例別表第1の51の2の項に掲げる作業を行う指定施設を設置するものに限る。) において行う汚染土壌の一時的な堆積</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(新規)</p>

新	旧
<p>(2) <u>土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更ではないこと。</u></p> <p>(3) <u>土地の形質の変更に係る部分の深さが50センチメートル未満であること。</u></p> <p>(公害が生ずるおそれがないことが明らかな土地の形質の変更)</p> <p>第51条の3 条例第60条第2項の規則で定める土地の形質の変更は、次に掲げる変更とする。</p> <p>(1) <u>汚染土壤が存在するおそれがないと認められる土地（特定有害物質による土壤汚染のおそれの区分の分類として条例第58条の6の規定による指針に定めるものをいう。）における土地の形質の変更</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる土地以外の土地における土壤の掘削を伴う土地の形質の変更であって、次のいずれにも該当するもの</u> ア～エ (略)</p> <p>(周知計画の作成)</p> <p>第55条の3 条例第60条の2第1項に規定する規則で定める者は、条例第60条第4項の規定により特定有害物質使用地公害防止計画書を作成した事業者及び土壤汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された区域内において土地の区画形質を変更する事業者（<u>同法第12条第1項第1号に規定する土地の形質の変更を行うものを除く。</u>）とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(ダイオキシン類管理対象事業所等への準用)</p> <p>第56条の3 第50条第1項から第3項までの規定は条例第63条の2第2項において準用する条例第59条第3項本文の規定による調査、規則で定める事項及び報告について、第50条第4項及び第5項の規定は条例第63条の2第2項において準用する条例第59条第4項の規定による規則で定める事項及び公表について、第51条の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条第1項の規定による規則で定める事項及び届出について、<u>第51条の2の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条第1項第4号の規定による規則で定める土地の形質の変更について、第51条の3（第2号アを除く。）の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条第2項の規定による規則で定めるものについて、第52条の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条第2項の規定による調査及び報告について、第53条の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条第3項の規定による規則で定める事項及び公表について、第54条の規定は条例第63条の3において準用</u></p>	<p>(公害が生ずるおそれがないことが明らかな土地の形質の変更)</p> <p>第51条の2 条例第60条第2項の規則で定める土地の形質の変更は、次に掲げる変更とする。</p> <p>(1) <u>土壤の掘削を伴わない土地の形質の変更</u></p> <p>(2) <u>土壤の掘削を伴う土地の形質の変更であって、次のいずれにも該当するもの</u> ア～エ (略)</p> <p>(周知計画の作成)</p> <p>第55条の3 条例第60条の2第1項に規定する規則で定める者は、条例第60条第4項の規定により特定有害物質使用地公害防止計画書を作成した事業者及び土壤汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された区域内において土地の区画形質を変更する事業者とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(ダイオキシン類管理対象事業所等への準用)</p> <p>第56条の3 第50条第1項から第3項までの規定は条例第63条の2第2項において準用する条例第59条第3項本文の規定による調査、規則で定める事項及び報告について、第50条第4項及び第5項の規定は条例第63条の2第2項において準用する条例第59条第4項の規定による規則で定める事項及び公表について、第51条の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条第1項の規定による規則で定める事項及び届出について、第51条の2（第2号アを除く。）の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条第2項の規定による規則で定めるものについて、第52条の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条第2項の規定による調査及び報告について、第53条の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条第3項の規定による規則で定める事項及び公表について、第54条の規定は条例第63条の3において準用</p>

新			旧		
<p>3において準用する条例第60条第3項の規定による規則で定める事項及び公表について、第54条の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条第4項の規定による計画について、第55条の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条第5項の規定による報告について、第55条の2の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条第6項の規定による届出について、第55条の3第1項及び第2項の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条の2第1項の規定による規則で定める者及び土地の区画形質の変更の周知計画について、第55条の3第3項の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条の2第2項の規定による計画について、第55条の3第4項の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条の2第3項の規定による報告について、第55条の4第2項の規定は条例第63条の3において準用する条例第62条の2の規定による報告について、第56条の規定は条例第63条の3において準用する条例第63条の規定による規則で定める場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>する条例第60条第4項の規定による計画について、第55条の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条第5項の規定による報告について、第55条の2の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条第6項の規定による届出について、第55条の3第1項及び第2項の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条の2第1項の規定による規則で定める者及び土地の区画形質の変更の周知計画について、第55条の3第3項の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条の2第2項の規定による計画について、第55条の3第4項の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条の2第3項の規定による報告について、第55条の4第2項の規定は条例第63条の3において準用する条例第62条の2の規定による報告について、第56条の規定は条例第63条の3において準用する条例第63条の規定による規則で定める場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
(略)			(略)		
第51条第1項第5号	第59条第1項 同条第3項	第63条の2第1項 同条第2項において準用する条例第59条第3項	第51条第1項第5号	第59条第1項 同条第3項	第63条の2第1項 同条第2項において準用する条例第59条第3項
第51条の2	次の	<u>土壤汚染が存在するおそれが比較的少ないと認められる土地（ダイオキシン類による土壤汚染のおそれの区分の分類として条例第58条の6の規定による指針に定めるものをいう。）</u> において行う次の	(新規)		
第51条の3第1号	<u>汚染土壤が存在するおそれがないと認められる土地（特定有害物質</u>	<u>土壤汚染が存在するおそれが比較的少ないと認められる土地（ダイ</u>	(新規)		

新			旧		
	による	オキシシン類による			
(略)			(略)		
第55条の3第1項	特定有害物質使用地公害防止計画を作成した事業者及び土壌汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された区域内において土地の区画形質を変更する事業者 (同法第12条第1項第1号に規定する土地の形質の変更を行う者を除く。)	ダイオキシシン類管理対象地に係る公害防止計画を作成した事業者	第55条の3第1項	特定有害物質使用地公害防止計画を作成した事業者及び土壌汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された区域内において土地の区画形質を変更する事業者	ダイオキシシン類管理対象地に係る公害防止計画を作成した事業者
<p>(地下水採取に係る変更許可)</p> <p>第70条 (略)</p> <p>2 条例第78条第1項ただし書に規定する規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。</p> <p>(1) 既に許可を受けた揚水施設の数を減らす変更</p> <p>(2) 地下水の採取予定量を減らす変更(揚水施設の構造に変更を加える場合にあつては、揚水機の吐出口の断面積の合計を小さくする変更又は揚水機の前動機の定格出力を下げる変更に限る。)</p> <p>(3) 条例第76条第1項各号のいずれかに該当する用途又は目的への変更</p> <p>(環境仕様書の備置きを要する自動車)</p> <p>第79条 条例第88条第2項に規定する規則で定める自動車は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第2条に規定する普通自動車、小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)のうち中古自動車(自動車業における表示に関する公正競争規約(昭和52年公正取引委員会告示第6号)第2条第3項本文に規定する自動車をいう。)を除くものとする。</p>			<p>(地下水採取に係る変更許可申請書)</p> <p>第70条 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(環境仕様書の備置きを要する自動車)</p> <p>第79条 条例第88条第2項に規定する規則で定める自動車は、道路運送車両法施行規則第2条に規定する普通自動車、小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)のうち中古自動車(自動車業における表示に関する公正競争規約(昭和52年公正取引委員会告示第6号)第2条第3項本文に規定する自動車をいう。)を除くものとする。</p>		

新	旧																														
<p>(特定自動車から排出される粒子状物質の排出基準)</p> <p>第87条の2 条例第96条の3の規則で定める排出基準は、別表第14の左欄に掲げる特定自動車の種別の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる測定方法により測定された同表の右欄に掲げる量とする。</p> <p>2 条例第96条の4に規定する特定自動車から排出される粒子状物質の量は、別表第15の1の表の左欄に掲げる特定自動車の種別の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる量を維持しているものとみなす。ただし、当該特定自動車について、別表第14の中欄に掲げる測定方法により測定された値が別にあるときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">第5節 自動車の燃料に関する規制 (自動車の燃料に関する規制)</p> <p>第87条の4 条例第96条の9に規定する自動車から排出される粒子状物質の量を増大させる燃料として規則で定めるものは、別表第16に掲げるものとする。</p> <p>別表第1 (第3条、第5条、第6条、第11条、第32条、第42条、第48条の7、第88条関係)</p>	<p>(特定自動車から排出される粒子状物質の量の特例)</p> <p>第87条の2 条例別表第3の道路運送車両法第41条に規定する粒子状物質の技術基準に定められた平均値に相当するものとして規則で定める値は、別表第15の左欄に掲げる特定自動車の種別に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる測定の方法により測定された同表の右欄に掲げる値とする。</p> <p>2 条例別表第3の道路運送車両法第41条の規定により初めて定められた粒子状物質の技術基準に相当するものとして規則で定める値は、別表第16の左欄に掲げる特定自動車の種別に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる測定の方法により測定された同表の右欄に掲げる値とする。</p> <p style="text-align: center;">(新規) (新規)</p> <p>別表第1 (第3条、第5条、第6条、第11条、第32条、第42条、第48条の7、第88条関係)</p>																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">条例別表の作業</th> <th style="width: 55%;">作業の内容</th> <th style="width: 30%;">施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～50 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>51 資源の再生又は廃棄物の処理の作業</td> <td>(1) (略) (2) 廃棄物の処理の作業のうち右欄の(1)から(16)まで及び(20)から(24)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業 (3) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>51の2～57 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>58 写真の現像又</td> <td>写真の現像又は図面等</td> <td>(1) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	条例別表の作業	作業の内容	施設	1～50 (略)			51 資源の再生又は廃棄物の処理の作業	(1) (略) (2) 廃棄物の処理の作業のうち右欄の(1)から(16)まで及び(20)から(24)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業 (3) (略)	(略)	51の2～57 (略)			58 写真の現像又	写真の現像又は図面等	(1) (略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">条例別表第1の作業</th> <th style="width: 55%;">作業の内容</th> <th style="width: 30%;">施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～50 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>51 資源の再生又は廃棄物の処理の作業</td> <td>(1) (略) (2) 廃棄物の処理の作業のうち右欄の(1)から(16)まで及び(20)に掲げる施設のいずれかを用いる作業 (3) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>51の2～57 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>58 写真の現像又</td> <td>写真の現像又は図面等</td> <td>(1) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	条例別表第1の作業	作業の内容	施設	1～50 (略)			51 資源の再生又は廃棄物の処理の作業	(1) (略) (2) 廃棄物の処理の作業のうち右欄の(1)から(16)まで及び(20)に掲げる施設のいずれかを用いる作業 (3) (略)	(略)	51の2～57 (略)			58 写真の現像又	写真の現像又は図面等	(1) (略)
条例別表の作業	作業の内容	施設																													
1～50 (略)																															
51 資源の再生又は廃棄物の処理の作業	(1) (略) (2) 廃棄物の処理の作業のうち右欄の(1)から(16)まで及び(20)から(24)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業 (3) (略)	(略)																													
51の2～57 (略)																															
58 写真の現像又	写真の現像又は図面等	(1) (略)																													
条例別表第1の作業	作業の内容	施設																													
1～50 (略)																															
51 資源の再生又は廃棄物の処理の作業	(1) (略) (2) 廃棄物の処理の作業のうち右欄の(1)から(16)まで及び(20)に掲げる施設のいずれかを用いる作業 (3) (略)	(略)																													
51の2～57 (略)																															
58 写真の現像又	写真の現像又は図面等	(1) (略)																													

新			旧		
は図面等の複写の作業	の複写の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(削除)	は図面等の複写の作業	の複写の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(2) <u>ガス現像式ジエゾ複写機(規格A0版以上のものに限る。)</u>
59～66 (略)			59～66 (略)		
67 金属その他の物の研磨の作業	金属その他の物の研磨の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) バフ研磨施設(原動機の定格出力が2.2キロワットを超えるもの(密閉式のものを除く。))に限る。 (2)～(5) (略)	67 金属その他の物の研磨の作業	金属その他の物の研磨の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) バフ研磨施設(原動機の定格出力の合計が2.2キロワットを超えるもの(密閉式のものを除く。))に限る。 (2)～(5) (略)
68・69 (略)			68・69 (略)		

備考 1 重油以外の燃料の重油の量への換算は、次の表により算定する。

種類	重油10リットルに相当する量
(略)	
ガス燃料 (削除)	16Nm <sup>3</sup> (削除)
(略)	

2～4 (略)

別表第1の4 (第26条の2関係)

優良環境管理事業所の認定の基準

第26条の2の基準は、次のいずれかに適合するものとする。

1 認定を申請する年度前の3年間において、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

(1) 環境への負荷の低減に関する要件

次の表の中欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる内容を実施している場合を1点として、点数の合計が全ての項目(事業内容、事業所の形態等から判断して該当しないと認められる項目を除く。)の数に1点を乗じて得た点数の3割以上であること。

備考 1 重油以外の燃料の重油の量への換算は、次の表により算定する。

種類	重油10リットルに相当する量
(略)	
ガス燃料 ( <u>液化石油ガス</u> )	16Nm <sup>3</sup> ( <u>16kg</u> )
(略)	

2～4 (略)

別表第1の4 (第27条の2関係)

環境配慮推進事業所の登録の要件

環境配慮推進事業所の登録の要件は、次のいずれかに適合するものとする。

1 登録を申請する年度前の3年間において、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

(1) 環境への負荷の低減に関する要件

次の表の中欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる内容を実施している場合を1点として、点数の合計が全ての項目(事業内容、事業所の形態等から判断して該当しないと認められる項目を除く。)の数に1点を乗じて得た点数の3割以上であること。

新			旧		
分類	項目	内容	分類	項目	内容
(略)			(略)		
エネルギーの有効活用	(略)	(略)	エネルギーの有効活用	(略)	(略)
	再生可能エネルギー等の活用	太陽光発電等の再生可能エネルギー等を活用していること。		新エネルギー等の活用	太陽光発電等の新エネルギー等を活用していること。
(略)			(略)		
公共用水域の汚濁負荷の低減等	定期的な排水の測定及び記録の保管	公共用水域に排出される排水の規制基準が設けられている項目について、定期的に排水の汚濁状態を測定し、その結果を記録していること。	公共用水域の汚濁負荷の防止	定期的な排水の測定及び記録の保管	公共用水域に排出される排水の規制基準が設けられている項目について、定期的に排水の汚濁状態を測定し、その結果を記録していること。
	プラスチックの流出防止	樹脂ペレットが環境中に漏出することのないようにしていること。		(新規)	(新規)
(略)			(略)		
遺伝子組換え作業に伴う環境負荷の低減	排煙、排水等の適正処理及び施設の維持管理	作業に伴い発生する排煙、排水等について適正に処理するとともに、処理施設の定期的な保守管理を行っていること。	(新規)		

(2) 化学物質の適正な管理に関する要件

次の表の左欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる内容のうち、第1段階の内容を実施している場合は1点、第1段階及び第2段階の内容を実施している場合は2点、第1段階から第3段階までの内容を実施している場合は3点として、点数の合計が全ての項目（事業内容、事業所の形態等から判断して該当しないと認められる項目を除く。）の数に3点を乗じて得た点数の6割以上であること。

項目	内容
----	----

(2) 化学物質の適正な管理に関する要件

次の表の左欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる内容のうち、第1段階の内容を実施している場合は1点、第1段階及び第2段階の内容を実施している場合は2点、第1段階から第3段階までの内容を実施している場合は3点として、点数の合計が全ての項目（事業内容、事業所の形態等から判断して該当しないと認められる項目を除く。）の数に3点を乗じて得た点数の6割以上であること。

項目	内容
----	----

新				旧			
	第1段階	第2段階	第3段階		第1段階	第2段階	第3段階
(略)				(略)			
未然防止対策	災害の想定及び環境リスクの把握等	施設及び設備等の整備	事故に備えた体制の整備等	未然防止対策	施設及び設備等の整備	事故防止体制の整備	訓練の実施
	想定震度等の災害に係る情報を整理し、化学物質の漏えい等の危険度が高い施設を特定し、及び配慮すべき地域又は施設を確認することにより、化学物質の漏えい等による環境リスクを把握していること。	環境汚染を未然に防止するため、災害及び事故の発生に備えた施設及び設備の配置等に努めるとともに、化学物質の漏えい等を防止するための予防措置を講じていること。	環境汚染を未然防止するための作業規準並びに災害及び事故への対応に係るマニュアルを作成し、当該対応のための対策を講ずるとともに、定期的に訓練を実施していること。		環境汚染を未然に防止するため、災害及び事故の発生の防止に十分配慮し、公害を防止するための設備等を設置していること。	災害及び事故に伴う化学物質による環境汚染を未然に防止するための作業規準を作成し、施設の保守及び点検、巡視等を実施していること。	定期的に災害及び事故に対応するための訓練を実施していること。
(略)				(略)			

(3) (略)

2 (略)

別表第4 (第30条、第32条、第40条の4関係)

排煙の規制基準 (炭化水素系物質)

事業所において発生する炭化水素系物質に係る規制基準は、次に定めるとおりとする。

1 別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設に係る基準

施設	施設に備えるべき設備の基準
貯蔵施設	(略)
出荷施設	(略)
給油施設	通気管において蒸気返還方式接続設備を設けること、凝縮式処理設備若しくは吸着式処理設備を設けること又はこれ

(3) (略)

2 (略)

別表第4 (第30条、第32条、第40条の4関係)

排煙の規制基準 (炭化水素系物質)

事業所において発生する炭化水素系物質に係る規制基準は、次に定めるとおりとする。

1 別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設に係る基準

施設	施設に備えるべき設備の基準
貯蔵施設	(略)
出荷施設	(略)
給油施設	通気管において蒸気返還方式接続設備を設けること。

新	旧				
<p data-bbox="331 167 1093 199">らと同等以上の効果を有する設備を設けること。</p> <p data-bbox="159 209 1115 320">備考 出荷施設から排出する炭化水素系物質の濃度及び除去率の測定は、水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法<u>その他適切な方法</u>によること。</p> <p data-bbox="136 330 1115 480">2 別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設以外の指定施設並びに法許可汚染土壌処理施設（汚染土壌処理業に関する省令第1条第3号に規定する埋立処理施設及び同条第5号に規定する自然由来等土壌利用施設を除く。）に係る基準</p> <p data-bbox="159 489 304 521">(1) 濃度</p> <table border="1" data-bbox="188 521 1099 563"> <tr> <td data-bbox="188 521 472 563">(略)</td> <td data-bbox="472 521 1099 563"></td> </tr> </table> <p data-bbox="188 569 398 601">備考 1 (略)</p> <p data-bbox="277 611 1115 681">2 炭化水素系特定物質の濃度の測定の方法は、次に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。</p> <p data-bbox="304 691 450 722">(1) (略)</p> <p data-bbox="304 732 1115 882">(2) トルエン 知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法、<u>規格K0095に定める方法その他適切な方法により試料を採取し、規格K0114又は規格K0123に定める方法により測定する方法</u></p> <p data-bbox="304 892 1115 1042">(3) キシレン 知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法、<u>規格K0095に定める方法その他適切な方法により試料を採取し、規格K0114又は規格K0123に定める方法により測定する方法</u></p> <p data-bbox="304 1051 535 1083">(4)・(5) (略)</p> <p data-bbox="304 1093 1115 1243">(6) ジクロロメタン 知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法、<u>規格K0095に定める方法その他適切な方法により試料を採取し、規格K0114又は規格K0123に定める方法により測定する方法</u></p> <p data-bbox="304 1252 535 1284">(7)・(8) (略)</p> <p data-bbox="159 1294 304 1326">(2) (略)</p> <p data-bbox="129 1335 674 1367">別表第5（第30条、第32条、第41条関係）</p> <p data-bbox="434 1377 797 1409">排煙の規制基準（ばいじん）</p> <p data-bbox="159 1418 1115 1450">事業所において排出するばいじんの量及び濃度の許容限度並びに廃棄物焼却</p>	(略)		<p data-bbox="1153 209 2101 279">備考 出荷施設から排出する炭化水素系物質の濃度及び除去率の測定は、水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法によること。</p> <p data-bbox="1124 330 2101 480">2 別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設以外の指定施設並びに法許可汚染土壌処理施設（汚染土壌処理業に関する省令第1条第3号に規定する埋立処理施設及び同条第5号に規定する自然由来等土壌利用施設を除く。）に係る基準</p> <p data-bbox="1153 489 1294 521">(1) 濃度</p> <table border="1" data-bbox="1182 521 2085 563"> <tr> <td data-bbox="1182 521 1467 563">(略)</td> <td data-bbox="1467 521 2085 563"></td> </tr> </table> <p data-bbox="1182 569 1393 601">備考 1 (略)</p> <p data-bbox="1272 611 2101 681">2 炭化水素系特定物質の濃度の測定の方法は、次に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。</p> <p data-bbox="1294 691 1440 722">(1) (略)</p> <p data-bbox="1294 732 2101 802">(2) トルエン 知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法</p> <p data-bbox="1294 892 2101 962">(3) キシレン 知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法</p> <p data-bbox="1294 1051 1525 1083">(4)・(5) (略)</p> <p data-bbox="1294 1093 2101 1163">(6) ジクロロメタン 知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法</p> <p data-bbox="1294 1252 1525 1284">(7)・(8) (略)</p> <p data-bbox="1153 1294 1299 1326">(2) (略)</p> <p data-bbox="1124 1335 1668 1367">別表第5（第30条、第32条、第41条関係）</p> <p data-bbox="1424 1377 1787 1409">排煙の規制基準（ばいじん）</p> <p data-bbox="1153 1418 2101 1450">事業所において排出するばいじんの量及び濃度の許容限度並びに廃棄物焼却</p>	(略)	
(略)					
(略)					

新						旧					
炉及び排出ガス処理施設の設備基準は、次に定めるとおりとする。 1・2 (略) 3 ボイラー（固体燃料を燃焼させるものを除く。）及び廃棄物焼却炉以外の施設に係る濃度規制基準						炉及び排出ガス処理施設の設備基準は、次に定めるとおりとする。 1・2 (略) 3 ボイラー（固体燃料を燃焼させるものを除く。）及び廃棄物焼却炉以外の施設に係る濃度規制基準					
番号	施設の種類	施設の規模	排出することができるばいじんの濃度 (単位 g/Nm <sup>3</sup> )			番号	施設の種類	施設の規模	排出することができるばいじんの濃度 (単位 g/Nm <sup>3</sup> )		
			一般甲	一般乙	特別				一般甲	一般乙	特別
1	条例別表の1の項に掲げる作業に係る加熱炉	(略)	(略)	(略)	(略)	1	条例別表第1の1の項に掲げる作業に係る加熱炉	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)						
2	条例別表の1の項に掲げる作業に係る流動接触分解施設に係る触媒再生塔		(略)	(略)	(略)	2	条例別表第1の1の項に掲げる作業に係る流動接触分解施設に係る触媒再生塔		(略)	(略)	(略)
3	条例別表の1の項に掲げる作業に係る硫黄回収施設に係る燃焼炉		(略)	(略)	(略)	3	条例別表第1の1の項に掲げる作業に係る硫黄回収施設に係る燃焼炉		(略)	(略)	(略)
4	条例別表の2の項に掲げる作業に係る加熱炉	(略)	(略)	(略)	(略)	4	条例別表第1の2の項に掲げる作業に係る加熱炉	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)						
5	条例別表の14の項に掲げる作業に係る加熱炉	(略)	(略)	(略)	(略)	5	条例別表第1の14の項に掲げる作業に係る加熱炉	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)						
6	条例別表の14の項に掲げる作業に係る直火炉		(略)	(略)	(略)	6	条例別表第1の14の項に掲げる作業に係る直火炉		(略)	(略)	(略)
7	条例別表の16の項に掲げる作業に係る焙焼炉	(略)	(略)	(略)	(略)	7	条例別表第1の16の項に掲げる作業に係る焙焼炉	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)						
8	条例別表の17の項に掲	(略)	(略)	(略)	(略)	8	条例別表第1の17の項	(略)	(略)	(略)	(略)

新						旧					
	げる作業に係る溶解炉 (鉛系顔料の製造の用に供するものに限る。)	(略)	(略)	(略)	(略)		に掲げる作業に係る溶解炉 (鉛系顔料の製造の用に供するものに限る。)	(略)	(略)	(略)	(略)
9	条例別表の17の項に掲げる作業に係る溶解炉 (8の項に掲げるものを除く。)	(略)	(略)	(略)	(略)	9	条例別表第1の17の項に掲げる作業に係る溶解炉 (8の項に掲げるものを除く。)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
10	条例別表の17の項に掲げる作業に係る反応炉	(略)	(略)	(略)	(略)	10	条例別表第1の17の項に掲げる作業に係る反応炉	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
11	条例別表の18の項に掲げる作業に係る焙焼炉	(略)	(略)	(略)	(略)	11	条例別表第1の18の項に掲げる作業に係る焙焼炉	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
12	条例別表の19の項に掲げる作業に係る焙焼炉	(略)	(略)	(略)	(略)	12	条例別表第1の19の項に掲げる作業に係る焙焼炉	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
13	条例別表の19の項に掲げる作業に係る煨焼炉	(略)	(略)	(略)	(略)	13	条例別表第1の19の項に掲げる作業に係る煨焼炉	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
14	条例別表の19の項に掲げる作業に係る直火炉及び反応炉	(略)	(略)	(略)	(略)	14	条例別表第1の19の項に掲げる作業に係る直火炉及び反応炉	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
15	条例別表の20の項に掲げる作業に係るコークス炉		(略)	(略)	(略)	15	条例別表第1の20の項に掲げる作業に係るコークス炉		(略)	(略)	(略)
16	条例別表の22の項に掲げる作業に係る溶鋳炉 (高炉に限る。)		(略)	(略)	(略)	16	条例別表第1の22の項に掲げる作業に係る溶鋳炉 (高炉に限る。)		(略)	(略)	(略)
17	条例別表の22の項に掲げる作業に係る溶鋳炉 (16の項に掲げるものを除く。)	(略)	(略)	(略)	(略)	17	条例別表第1の22の項に掲げる作業に係る溶鋳炉 (16の項に掲げるものを除く。)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)

新						旧					
18	条例別表の22の項に掲げる作業に係る転炉		(略)	(略)	(略)	18	条例別表第1の22の項に掲げる作業に係る転炉		(略)	(略)	(略)
19	条例別表の22の項に掲げる作業に係る平炉	(略)	(略)	(略)	(略)	19	条例別表第1の22の項に掲げる作業に係る平炉	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
20	条例別表の22の項に掲げる作業に係る焼結炉		(略)	(略)	(略)	20	条例別表第1の22の項に掲げる作業に係る焼結炉		(略)	(略)	(略)
21	条例別表の22の項に掲げる作業に係る金属溶解炉	(略)	(略)	(略)	(略)	21	条例別表第1の22の項に掲げる作業に係る金属溶解炉	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
22	条例別表の22の項に掲げる作業に係る金属加熱炉	(略)	(略)	(略)	(略)	22	条例別表第1の22の項に掲げる作業に係る金属加熱炉	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
23	条例別表の22の項に掲げる作業に係る焙焼炉	(略)	(略)	(略)	(略)	23	条例別表第1の22の項に掲げる作業に係る焙焼炉	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
24	条例別表の22の項に掲げる作業に係る製鋼用電気炉（珪素の含有率が40パーセント以上の合金鉄の製造の用に供するものに限る。）		(略)	(略)	(略)	24	条例別表第1の22の項に掲げる作業に係る製鋼用電気炉（珪素の含有率が40パーセント以上の合金鉄の製造の用に供するものに限る。）		(略)	(略)	(略)
25	条例別表の22の項に掲げる作業に係る製鋼用電気炉（珪素の含有率が40パーセント未満の合金鉄の製造の用に供するものに限る。）		(略)	(略)	(略)	25	条例別表第1の22の項に掲げる作業に係る製鋼用電気炉（珪素の含有率が40パーセント未満の合金鉄の製造の用に供するものに限る。）		(略)	(略)	(略)
26	条例別表の22の項に掲		(略)	(略)	(略)	26	条例別表第1の22の項		(略)	(略)	(略)

新						旧					
	げる作業に係る製鋼用電気炉（24の項及び25の項に掲げるものを除く。）						に掲げる作業に係る製鋼用電気炉（24の項及び25の項に掲げるものを除く。）				
27	条例別表の23の項に掲げる作業に係る金属溶解炉	(略)	(略)	(略)	(略)	27	条例別表第1の23の項に掲げる作業に係る金属溶解炉	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
28	条例別表の23の項に掲げる作業に係る金属加熱炉	(略)	(略)	(略)	(略)	28	条例別表第1の23の項に掲げる作業に係る金属加熱炉	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
29	条例別表の23の項に掲げる作業に係る煨焼炉	(略)	(略)	(略)	(略)	29	条例別表第1の23の項に掲げる作業に係る煨焼炉	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
30	条例別表の23の項に掲げる作業に係る反応炉及び直火炉	(略)	(略)	(略)	(略)	30	条例別表第1の23の項に掲げる作業に係る反応炉及び直火炉	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
31	条例別表の23の項に掲げる作業に係る焼結炉		(略)	(略)	(略)	31	条例別表第1の23の項に掲げる作業に係る焼結炉		(略)	(略)	(略)
32	条例別表の24の項に掲げる作業に係る金属溶解炉	(略)	(略)	(略)	(略)	32	条例別表第1の24の項に掲げる作業に係る金属溶解炉	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
33	条例別表の24の項に掲げる作業に係る金属加熱炉	(略)	(略)	(略)	(略)	33	条例別表第1の24の項に掲げる作業に係る金属加熱炉	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
34	条例別表の25の項に掲げる作業に係る金属溶解炉（鉛蓄電池の製造の用に供するものに限る。）	(略)	(略)	(略)	(略)	34	条例別表第1の25の項に掲げる作業に係る金属溶解炉（鉛蓄電池の製造の用に供するものに限る。）	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
35	条例別表の25の項に掲げる作業に係る金属溶解炉（34の項に掲げる	(略)	(略)	(略)	(略)	35	条例別表第1の25の項に掲げる作業に係る金属溶解炉（34の項に掲	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)

新						旧					
	ものを除く。)						げるものを除く。)				
36	条例別表の25の項に掲げる作業に係る金属加熱炉	(略)	(略)	(略)	(略)	36	条例別表第1の25の項に掲げる作業に係る金属加熱炉	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
37	条例別表の26の項から28の項までに掲げる作業に係る金属溶解炉	(略)	(略)	(略)	(略)	37	条例別表第1の26の項から28の項までに掲げる作業に係る金属溶解炉	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
38	条例別表の26の項から28の項までに掲げる作業に係る金属加熱炉	(略)	(略)	(略)	(略)	38	条例別表第1の26の項から28の項までに掲げる作業に係る金属加熱炉	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
39	条例別表の29の項に掲げる作業に係る焼成炉	(略)	(略)	(略)	(略)	39	条例別表第1の29の項に掲げる作業に係る焼成炉	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
40	条例別表の29の項に掲げる作業に係る骨材乾燥炉		(略)	(略)	(略)	40	条例別表第1の29の項に掲げる作業に係る骨材乾燥炉		(略)	(略)	(略)
41	条例別表の30の項に掲げる作業に係る焼成炉（セメントの製造の用に供するものに限る。）		(略)	(略)	(略)	41	条例別表第1の30の項に掲げる作業に係る焼成炉（セメントの製造の用に供するものに限る。）		(略)	(略)	(略)
42	条例別表の31の項に掲げる作業に係る熔融炉（板ガラス又はガラス繊維製品（ガラス繊維を含む。）の製品の製造の用に供するものに限る。）	(略)	(略)	(略)	(略)	42	条例別表第1の31の項に掲げる作業に係る熔融炉（板ガラス又はガラス繊維製品（ガラス繊維を含む。）の製品の製造の用に供するものに限る。）	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
43	条例別表の31の項に掲げる作業に係る熔融炉（光学ガラス、電気ガ	(略)	(略)	(略)	(略)	43	条例別表第1の31の項に掲げる作業に係る熔融炉（光学ガラス、電	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)

新					旧					
	ラス又はフリットの製造の用に供するものに限る。)					気ガラス又はフリットの製造の用に供するものに限る。)				
44	条例別表の31の項に掲げる作業に係る溶融炉(42の項及び43の項に掲げるものを除く。)	(略)	(略)	(略)	(略)	条例別表第1の31の項に掲げる作業に係る溶融炉(42の項及び43の項に掲げるものを除く。)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
45	条例別表の32の項及び33の項に掲げる作業に係る焼成炉	(略)	(略)	(略)	(略)	条例別表第1の32の項及び33の項に掲げる作業に係る焼成炉	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
46	条例別表の34の項に掲げる作業に係る焼成炉(耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するものに限る。)	(略)	(略)	(略)	(略)	条例別表第1の34の項に掲げる作業に係る焼成炉(耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するものに限る。)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
47	条例別表の34の項に掲げる作業に係る焼成炉(46の項に掲げるものを除く。)	(略)	(略)	(略)	(略)	条例別表第1の34の項に掲げる作業に係る焼成炉(46の項に掲げるものを除く。)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
48	条例別表の40の項から42の項まで及び44の項に掲げる作業に係る直火炉		(略)	(略)	(略)	条例別表第1の40の項から42の項まで及び44の項に掲げる作業に係る直火炉		(略)	(略)	(略)
49	条例別表の46の項に掲げる作業に係る焙せん施設		(略)	(略)	(略)	条例別表第1の46の項に掲げる作業に係る焙せん施設		(略)	(略)	(略)
50	条例別表の48の項に掲げる作業に係る直火炉及び焙せん施設		(略)	(略)	(略)	条例別表第1の48の項に掲げる作業に係る直火炉及び焙せん施設		(略)	(略)	(略)
51	条例別表の49の項に掲げる作業に係るガスタ		(略)	(略)	(略)	条例別表第1の49の項に掲げる作業に係るガ		(略)	(略)	(略)

新						旧					
	ービン						スタービン				
52	条例別表の49の項に掲げる作業に係るディーゼルエンジン		(略)	(略)	(略)		条例別表第1の49の項に掲げる作業に係るディーゼルエンジン		(略)	(略)	(略)
53	条例別表の49の項に掲げる作業に係るガスエンジン		(略)	(略)	(略)		条例別表第1の49の項に掲げる作業に係るガスエンジン		(略)	(略)	(略)
54	条例別表の50の項に掲げる作業に係るガス発生炉		(略)	(略)	(略)		条例別表第1の50の項に掲げる作業に係るガス発生炉		(略)	(略)	(略)
55	条例別表の50の項に掲げる作業に係る加熱炉		(略)	(略)	(略)		条例別表第1の50の項に掲げる作業に係る加熱炉		(略)	(略)	(略)
56	条例別表の50の項に掲げる作業に係るコークス炉		(略)	(略)	(略)		条例別表第1の50の項に掲げる作業に係るコークス炉		(略)	(略)	(略)
57	条例別表の51の項に掲げる作業に係る金属回収焼却炉（連続炉に限る。）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	条例別表第1の51の項に掲げる作業に係る金属回収焼却炉（連続炉に限る。）	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
58	条例別表の51の項に掲げる作業に係る金属回収焼却炉（57の項に掲げるものを除く。）		(略)	(略)	(略)		条例別表第1の51の項に掲げる作業に係る金属回収焼却炉（57の項に掲げるものを除く。）		(略)	(略)	(略)
59	条例別表の51の項に掲げる作業に係る金属溶解炉	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	条例別表第1の51の項に掲げる作業に係る金属溶解炉	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
59の2	条例別表の51の2の項に掲げる作業に係る浄化等処理施設		(略)	(略)	(略)		条例別表第1の51の2の項に掲げる作業に係る浄化等処理施設		(略)	(略)	(略)
60	条例別表の54の項に掲げる作業に係る廃ガス		(略)	(略)	(略)		条例別表第1の54の項に掲げる作業に係る廃		(略)	(略)	(略)

新						旧					
	燃焼施設						ガス燃焼施設				
61	条例別表の55の項及び59の項に掲げる作業に係る金属加熱炉	(略)	(略)	(略)	(略)	61	条例別表第1の55の項及び59の項に掲げる作業に係る金属加熱炉	(略)	(略)	(略)	(略)
62	条例別表の61の項に掲げる作業に係る発電用ボイラー（石炭を燃焼させるものに限る。）	(略)	(略)	(略)	(略)	62	条例別表第1の61の項に掲げる作業に係る発電用ボイラー（石炭を燃焼させるものに限る。）	(略)	(略)	(略)	(略)
63	条例別表の61の項に掲げる作業に係るボイラー（石炭を燃焼させるものに限り、62の項に掲げるものを除く。）	(略)	(略)	(略)	(略)	63	条例別表第1の61の項に掲げる作業に係るボイラー（石炭を燃焼させるものに限り、62の項に掲げるものを除く。）	(略)	(略)	(略)	(略)
64	条例別表の61の項に掲げる作業に係るボイラー（62及び63の項に掲げるものを除く。）	(略)	(略)	(略)	(略)	64	条例別表第1の61の項に掲げる作業に係るボイラー（62及び63の項に掲げるものを除く。）	(略)	(略)	(略)	(略)
65	条例別表の61の項に掲げる作業に係る冷暖房施設（ガスを専焼させるものに限る。）		(略)	(略)	(略)	65	条例別表第1の61の項に掲げる作業に係る冷暖房施設（ガスを専焼させるものに限る。）		(略)	(略)	(略)
66	条例別表の61の項に掲げる作業に係る冷暖房施設（65の項に掲げるものを除く。）		(略)	(略)	(略)	66	条例別表第1の61の項に掲げる作業に係る冷暖房施設（65の項に掲げるものを除く。）		(略)	(略)	(略)
67	条例別表の62の項に掲げる作業に係る焼付け炉	(略)	(略)	(略)	(略)	67	条例別表第1の62の項に掲げる作業に係る焼付け炉	(略)	(略)	(略)	(略)
68	条例別表の63の項に掲げる作業に係る乾燥炉	(略)	(略)	(略)	(略)	68	条例別表第1の63の項に掲げる作業に係る乾	(略)	(略)	(略)	(略)

新					旧				
備考 (略)					備考 (略)				
別表第11 (第38条、第46条関係)					別表第11 (第38条、第46条関係)				
騒音の規制基準					騒音の規制基準				
事業所において発生する騒音の許容限度は、次に定めるとおりとする。					事業所において発生する騒音の許容限度は、次に定めるとおりとする。				
(単位 デシベル)					(単位 デシベル)				
時間		午前8時から 午後6時まで	午前6時から 午前8時まで 及び午後6時 から午後11時 まで	午後11時から 午前6時まで	時間		午前8時から 午後6時まで	午前6時から 午前8時まで 及び午後6時 から午後11時 まで	午後11時から 午前6時まで
地域					地域				
第一種低層住居専用地域		50	45	40	第一種低層住居専用地域		50	45	40
第二種低層住居専用地域									
第一種中高層住居専用地域									
第二種中高層住居専用地域									
田園住居地域									
(略)					(略)				
(略)					(略)				
(略)					(略)				
(略)					(略)				
(略)					(略)				
備考 1 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「 <u>田園住居地域</u> 」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、 <u>田園住居地域</u> 、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。					備考 1 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。				
2～9 (略)					2～9 (略)				

新				旧			
別表第12（第38条関係） 振動の規制基準 事業所において発生する振動の許容限度は、次に定めるとおりとする。 (単位 デシベル)				別表第12（第38条関係） 振動の規制基準 事業所において発生する振動の許容限度は、次に定めるとおりとする。 (単位 デシベル)			
	時間	午前8時から午後7時まで	午後7時から午前8時まで		時間	午前8時から午後7時まで	午後7時から午前8時まで
地域				地域			
第一種低層住居専用地域		60	55	第一種低層住居専用地域		60	55
第二種低層住居専用地域							
第一種中高層住居専用地域							
第二種中高層住居専用地域							
田園住居地域							
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
備考 1 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「 <u>田園住居地域</u> 」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、 <u>田園住居地域</u> 、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。				備考 1 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。			
2～4 (略)				2～4 (略)			
5 <u>備考4の規定にかかわらず、複数の事業所が立地する一団の土地であって、当該一団の土地の境界線上の地点を振動の測定の地点とすることが当該一団の土地の利用状況から適当と知事が認めるときは、当該一団の土地の境界線上の地点を振動の測定の地点とすることができる。</u>				(新規)			
6～10 (略)				5～9 (略)			

新		旧													
<p>別表第12の2（第48条の4関係）</p> <p>土壤の汚染状態の基準</p> <p>土壤の汚染状態の基準は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 土壤に含まれるダイオキシン類の量に関する基準 (略)</p> <p>備考 土壤の測定の方法は、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号。以下「環境庁告示第68号」という。）別表に定める方法による。</p>		<p>別表第12の2（第48条の4関係）</p> <p>土壤の汚染状態の基準</p> <p>土壤の汚染状態の基準は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 土壤に含まれるダイオキシン類の量に関する基準 (略)</p> <p>備考 土壤の測定の方法は、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号）別表に定める方法による。</p>													
<p>別表第14（第87条の2関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定自動車の種別</th> <th>測定方法</th> <th>粒子状物質の量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両総重量が1,700キログラム以下の特定自動車</td> <td>10・15モードによる測定</td> <td>1キロメートル走行当たり0.08グラム</td> </tr> <tr> <td>車両総重量が1,700キログラムを超え2,500キログラム以下の特定自動車</td> <td>10・15モードによる測定</td> <td>1キロメートル走行当たり0.09グラム</td> </tr> <tr> <td>車両総重量が2,500キログラムを超える特定自動車</td> <td>ディーゼル自動車用13モードによる測定</td> <td>1キロワット時当たり0.25グラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 10・15モードによる測定とは自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則（平成4年総理府令第53号）別表第1の備考2に規定する10・15モードによる測定を、ディーゼル自動車用13モードによる測定とは同表の備考6に規定するディーゼル自動車用13モードによる測定をいう（以下同じ。）。</p>		特定自動車の種別	測定方法	粒子状物質の量	車両総重量が1,700キログラム以下の特定自動車	10・15モードによる測定	1キロメートル走行当たり0.08グラム	車両総重量が1,700キログラムを超え2,500キログラム以下の特定自動車	10・15モードによる測定	1キロメートル走行当たり0.09グラム	車両総重量が2,500キログラムを超える特定自動車	ディーゼル自動車用13モードによる測定	1キロワット時当たり0.25グラム	<p>別表第14 削除</p>	
特定自動車の種別	測定方法	粒子状物質の量													
車両総重量が1,700キログラム以下の特定自動車	10・15モードによる測定	1キロメートル走行当たり0.08グラム													
車両総重量が1,700キログラムを超え2,500キログラム以下の特定自動車	10・15モードによる測定	1キロメートル走行当たり0.09グラム													
車両総重量が2,500キログラムを超える特定自動車	ディーゼル自動車用13モードによる測定	1キロワット時当たり0.25グラム													
<p>別表第15（第87条の2関係）</p> <p>1 特定自動車から排出される粒子状物質の量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定自動車の種別</th> <th>粒子状物質の量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		特定自動車の種別	粒子状物質の量			<p>別表第15（第87条の2関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定自動車の種別</th> <th>測定方法</th> <th>粒子状物質の値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両総重量が</td> <td>10・15モ</td> <td>次の区分に応じ、当該区分に掲げる値</td> </tr> </tbody> </table>		特定自動車の種別	測定方法	粒子状物質の値	車両総重量が	10・15モ	次の区分に応じ、当該区分に掲げる値		
特定自動車の種別	粒子状物質の量														
特定自動車の種別	測定方法	粒子状物質の値													
車両総重量が	10・15モ	次の区分に応じ、当該区分に掲げる値													

新		旧	
<p><u>道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第75条第1項の規定による型式の指定を受けた特定自動車（同法に基づき特定自動車の種別に応じた粒子状物質の技術基準が初めて施行された日前に同項の規定による型式の指定を受けたものを除く。）又は同法第75条の2第1項の規定による型式の指定を受けた特定共通構造部（排気管から大気中に排出される排出物に含まれる粒子状物質を減少させる装置を含むものに限る。）若しくは同法第75条の3第1項の規定による型式の指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた特定自動車</u></p>	<p><u>左欄の型式の指定の際判定された粒子状物質の排出量</u></p>	<p><u>1,700キログラム以下の特定自動車</u></p>	<p><u>ードによる測定</u></p> <p>1 平成5年10月1日から平成9年9月30日までに道路運送車両法第4条に基づく登録を受けたもの 1キロメートル走行当たり0.2グラム</p> <p>2 平成9年10月1日から平成10年9月30日までに道路運送車両法第4条に基づく登録を受けたもの 1キロメートル走行当たり0.08グラム</p>
<p><u>上欄に掲げる特定自動車以外の特定自動車であって、道路運送車両法第59条第1項の規定による新規検査又は同法第71条第1項の規定による予備検査（以下「新規検査等」という。）を受けた特定自動車（同法に基づき特定自動車の種別に応じた粒子状物質の技術基準が初めて施行された日前に新規検査等を受けたものを除く。）</u></p>	<p><u>当該特定自動車道路運送車両法第4条の規定による登録を受けた日において当該特定自動車と同じ種別の特定自動車について同法第75条第1項の規定による型式の指定を受けるときに適用される同法第41条の規定による粒子状物質の技術基準に定められた平均値（当該平均値が定められていないものにあつては、当該平均値に相当するものとして2の表の左欄に掲げる特定自動車の種別の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる測定方法により測定された同表の右欄に掲げる値）</u></p>	<p><u>車両総重量が1,700キログラムを超えかつ2,500キログラム以下の特定自動車</u></p>	<p>次の区分に応じ、当該区分に掲げる値</p> <p>1 平成5年10月1日から平成9年9月30日までに道路運送車両法第4条に基づく登録を受けたもの 1キロメートル走行当たり0.25グラム</p> <p>2 平成9年10月1日から平成10年9月30日までに道路運送車両法第4条に基づく登録を受けたもの 1キロメートル走行当たり0.09グラム</p>
<p><u>道路運送車両法に基づき特定自動車の種別に応じた粒子状物質</u></p>	<p><u>道路運送車両法第41条の規定により初めて定められた粒子状物質の</u></p>	<p><u>車両総重量が2,500キログラムを超える特定自動車</u></p>	<p><u>ディーゼル自動車用13モードによる測定</u></p> <p>次の区分に応じ、当該区分に掲げる値</p> <p>1 平成6年10月1日から平成9年9月30日までに道路運送車両法第4条に基づく登録を受けたもの（車両総重量が3,500キログラムを超えるものを除く。） 1キロワット時当たり0.7グラム</p> <p>2 平成9年10月1日から平成10年9月30日までに道路運送車両法第4条に基づく登録を受けたもの（車両総重量が3,500キログラムを超えるものを除く。） 1キロワット時当たり0.25グラム</p> <p>3 平成6年10月1日から平成10年9月30日までに道路運送車両法第4条に基づく登録を受けたもの（車両総重量が3,500キログラムを超えるものに限る。） 1キロワット時当たり0.7グラム</p>

新		旧
<p>の技術基準が初めて施行された日前に同法第75条第1項の規定による型式の指定を受け、又は新規検査等を受けた特定自動車</p>		<p>技術基準に相当するものとして3の表の左欄に掲げる特定自動車の種別の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる測定方法により測定された同表の右欄に掲げる値</p>
<p>2 粒子状物質の技術基準に定められた平均値に相当するもの</p>		
特定自動車の種別	測定方法	粒子状物質の値
<p>車両総重量が1,700キログラム以下の特定自動車</p>	<p>10・15モードによる測定</p>	<p>次の区分に応じ、当該区分に掲げる値</p> <p>1 平成5年10月1日から平成9年9月30日までに道路運送車両法第4条に基づく登録を受けたもの 1キロメートル走行当たり0.2グラム</p> <p>2 平成9年10月1日から平成10年9月30日までに道路運送車両法第4条に基づく登録を受けたもの 1キロメートル走行当たり0.08グラム</p>
<p>車両総重量が1,700キログラムを超えかつ2,500キログラム以下の特定自動車</p>	<p>10・15モードによる測定</p>	<p>次の区分に応じ、当該区分に掲げる値</p> <p>1 平成5年10月1日から平成9年9月30日までに道路運送車両法第4条に基づく登録を受けたもの 1キロメートル走行当たり0.25グラム</p> <p>2 平成9年10月1日から平成10年9月30日までに道路運送車両法第4条に基づく登録を受けたもの 1キロメートル走行当たり0.09グラム</p>
<p>車両総重量が2,500キログラムを超える特定自動車</p>	<p>ディーゼル自動車用13モードによる測定</p>	<p>次の区分に応じ、当該区分に掲げる値</p> <p>1 平成6年10月1日から平成9年9月30日までに道路運送車両法第4条に基づく登録を受けたもの（車両総重量が3,500キログラムを超えるものを除く。） 1キロワット時当たり0.7グラム</p> <p>2 平成9年10月1日から平成10年9</p>

新		旧
		<p>月30日までに道路運送車両法第4条に基づく登録を受けたもの（車両総重量が3,500キログラムを超えるものを除く。） 1キロワット時当たり0.25グラム</p> <p>3 平成6年10月1日から平成10年9月30日までに道路運送車両法第4条に基づく登録を受けたもの（車両総重量が3,500キログラムを超えるものに限る。） 1キロワット時当たり0.7グラム</p>

3 粒子状物質の技術基準に相当するもの

特定自動車の種別	測定方法	粒子状物質の値
車両総重量が1,700キログラム以下の特定自動車	10・15モードによる測定	1キロメートル走行当たり0.2グラム
車両総重量が1,700キログラムを超えかつ2,500キログラム以下の特定自動車	10・15モードによる測定	1キロメートル走行当たり0.25グラム
車両総重量が2,500キログラムを超える特定自動車	ディーゼル自動車用13モードによる測定	1キロワット時当たり0.7グラム

別表第16（第87条の4関係）

自動車から排出される粒子状物質の量を増大させる燃料

- 1 重油（日本産業規格K2205に定める重油をいう。以下同じ。）
- 2 重油を混和した燃料
- 3 1及び2に掲げるもののほか、次の表の左欄に掲げる燃料の性状が、それぞれ同表の右欄に掲げる基準値を満たさない燃料

燃料の性状	基準値

別表第16（第87条の2関係）

特定自動車の種別	測定方法	粒子状物質の値
車両総重量が1,700キログラム以下の特定自動車	10・15モードによる測定	1キロメートル走行当たり0.2グラム
車両総重量が1,700キログラムを超え	10・15モードによる測	1キロメートル走行当たり0.25グラム

新		旧		
90パーセント留出温度（日本産業規格K 2254に定める方法で測定した燃料の性状をいう。）	摂氏360度以下	かつ2,500キログラム以下の特定自動車	定	
10パーセント残油の残留炭素成分（日本産業規格K 2270-1又はK 2270-2に定める方法で測定した燃料の性状をいう。）	0.1質量パーセント以下	車両総重量が2,500キログラムを超える特定自動車	ディーゼル自動車用13モードによる測定	1キロワット時当たり0.7グラム
セタン指数（日本産業規格K 2280-4又はK 2280-5に定める方法で算出した燃料の性状をいう。）	45以上			
硫黄分（日本産業規格K 2541-1、K 2541-2、K 2541-6又はK 2541-7に定める方法で測定した燃料の性状をいう。）	0.001質量パーセント以下			

新

別表第17（第93条の2関係）  
環境汚染の原因物質及び基準値

## 1 媒体別分類

## (1) 大気

物質	基準値	測定方法
ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下	ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第4号）に定める方法
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.13mg/m <sup>3</sup> 以下	同
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下	同
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下	同
アクリロニトリル	1年平均値が 2μg/m <sup>3</sup> 以下	キャニスターにより採取した試料を液体窒素で冷却及び濃縮し、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有する方法
クロロエチレン	1年平均値が 10μg/m <sup>3</sup> 以下	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料を液体窒素で冷却及び濃縮し、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有する方法
水銀及びその化合物	1年平均値が 40ngHg/m <sup>3</sup> 以下	大気中の水銀を金アマルガムとして捕集した捕集管を加熱し発生した水銀蒸気を、原子吸光光度計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有する方法

旧

別表第17（第93条の2関係）  
環境汚染の原因物質及び基準値

## 1 媒体別分類

## (1) 大気

物質	基準値	測定方法
ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（当該方法と同等以上の性能を有する測定方法を含む。）
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下	同
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下	同
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下	同
アクリロニトリル	1年平均値が 2μg/m <sup>3</sup> 以下	キャニスターにより採取した試料を液体窒素で冷却及び濃縮し、ガスクロマトグラフ質量分析計により分析する方法
クロロエチレン	1年平均値が 10μg/m <sup>3</sup> 以下	同
水銀	1年平均値が 0.04μg/m <sup>3</sup> 以下	金を焼き付けした捕集剤に、大気中の水銀を金アマルガムとして捕集し、捕集管を加熱することによりガス状水銀とし、原子吸光光度計により分析する方法

新			旧		
ニッケル化合物	1年平均値が 25ngNi/m <sup>3</sup> 以下	ハイボリュームエアサンプラーによりろ紙上に捕集した大気中の浮遊粉じんを全分解し、原子吸光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析計若しくは誘導結合プラズマ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有する方法	ニッケル化合物	1年平均値が 0.025μg/m <sup>3</sup> 以下	ハイボリュームサンプラーによりろ紙上に捕集した大気中の浮遊粉じんを、ろ紙に酸を加えて分解した後、原子吸光度計で分析する方法
クロロホルム	1年平均値が 18μg/m <sup>3</sup> 以下	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有する方法			
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が 1.6μg/m <sup>3</sup> 以下	同			
砒素及びその化合物	1年平均値が 6ngAs/m <sup>3</sup> 以下	ハイボリュームエアサンプラーによりろ紙上に捕集した大気中の浮遊粉じんを全分解し、水素化物発生装置付き誘導結合プラズマ発光分光分析計、水素化物発生装置付き原子吸光度計若しくは誘導結合プラズマ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有する方法			
1,3-ブタジエン	1年平均値が 2.5μg/m <sup>3</sup> 以下	キャニスターにより採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有する方法			
マンガン及びその化合物	1年平均値が 140ngMn/m <sup>3</sup> 以下	ハイボリュームエアサンプラーによりろ紙上に捕集した大気中の浮遊粉じんを全分解し、原子吸光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析計若しくは誘導結合プラズマ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有する方法			

新			旧		
(2) 水質			(2) 水質		
物質	基準値	測定方法	物質	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	環境庁告示第59号に定める方法	カドミウム	0.003mg/ℓ以下	規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	同	全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2（規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/ℓ以下	同	鉛	0.01mg/ℓ以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	同	六価クロム	0.05mg/ℓ以下	規格K0102の65.2（規格K0102の65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、規格K0170—7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
砒素	0.01mg/ℓ以下	同	砒素	0.01mg/ℓ以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	同	総水銀	0.0005mg/ℓ以下	環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	同	アルキル水銀	検出されないこと。	環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	同	PCB	検出されないこと。	環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	同	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	同	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	同	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法

新			旧		
1, 1-ジクロ ロエチレン	0.1mg/l以下	同	1, 1-ジクロ ロエチレン	0.1mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定 める方法
シス-1, 2- ジクロロエチレ ン	0.04mg/l以下	同	シス-1, 2- ジクロロエチレ ン	0.04mg/l以下	同
1, 1, 1-ト リクロロエタン	1 mg/l以下	同	1, 1, 1-ト リクロロエタン	1 mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、 5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-ト リクロロエタン	0.006mg/l以下	同	1, 1, 2-ト リクロロエタン	0.006mg/l以下	同
トリクロロエチ レン	0.01mg/l以下	同	トリクロロエチ レン	0.01mg/l以下	同
テトラクロロエ チレン	0.01mg/l以下	同	テトラクロロエ チレン	0.01mg/l以下	同
1, 3-ジクロ ロプロペン	0.002mg/l以下	同	1, 3-ジクロ ロプロペン	0.002mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定 める方法
チウラム	0.006mg/l以下	同	チウラム	0.006mg/l以下	環境庁告示第59号付表5に掲げる方 法
シマジン	0.003mg/l以下	同	シマジン	0.003mg/l以下	環境庁告示第59号付表6の第1又は 第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/l以下	同	チオベンカルブ	0.02mg/l以下	同
ベンゼン	0.01mg/l以下	同	ベンゼン	0.01mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定 める方法
セレン	0.01mg/l以下	同	セレン	0.01mg/l以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に 定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/l以下	同	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/l以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6 に定める方法により測定された硝酸 イオンの濃度に換算係数0.2259を乗 じて算出する方法。亜硝酸性窒素に あつては規格K0102の43.1に定める 方法により測定された亜硝酸イオン の濃度に換算係数0.3045を乗じて算 出する方法

新			旧		
ふっ素	0.8 mg/ℓ以下	同	ふっ素	0.8 mg/ℓ以下	規格K0102の34.1（規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格K0102の34.1.1c）（注（2）第3文及び規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	1 mg/ℓ以下	同	ほう素	1 mg/ℓ以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1, 4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	同	1, 4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	環境庁告示第59号付表8に掲げる方法
クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	同	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	同
1, 2-ジクロロプロパン	0.06mg/ℓ以下	同	1, 2-ジクロロプロパン	0.06mg/ℓ以下	同

新			旧		
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/ℓ以下	同	p-ジクロロベンゼン	0.3mg/ℓ以下	同
イソキサチオン	0.008mg/ℓ以下	試料中に含まれるイソキサチオンを有機溶媒又は固相カラムで抽出し、アルカリ熱イオン化検出器、炎光光度検出器若しくは電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	イソキサチオン	0.008mg/ℓ以下	試料中に含まれるイソキサチオンを有機溶媒又は固相カラムに抽出し、誘導体化して、アルカリ熱イオン化検出器、炎光光度検出器若しくは電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
ダイアジノン	0.005mg/ℓ以下	試料中に含まれるダイアジノンを有機溶媒又は固相カラムで抽出し、アルカリ熱イオン化検出器、炎光光度検出器若しくは電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	ダイアジノン	0.005mg/ℓ以下	試料中に含まれるダイアジノンを有機溶媒又は固相カラムに抽出し、誘導体化して、アルカリ熱イオン化検出器、炎光光度検出器若しくは電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
フェニトロチオン	0.003mg/ℓ以下	試料中に含まれるフェニトロチオンを有機溶媒又は固相カラムで抽出し、アルカリ熱イオン化検出器、炎光光度検出器若しくは電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	フェニトロチオン	0.003mg/ℓ以下	試料中に含まれるフェニトロチオンを有機溶媒又は固相カラムに抽出し、誘導体化して、アルカリ熱イオン化検出器、炎光光度検出器若しくは電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
イソプロチオラン	0.04mg/ℓ以下	試料中に含まれるイソプロチオランを有機溶媒又は固相カラムで抽出し、電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	イソプロチオラン	0.04mg/ℓ以下	試料中に含まれるイソプロチオランを有機溶媒又は固相カラムに抽出し、誘導体化して、アルカリ熱イオン化検出器、炎光光度検出器若しくは電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
オキシシン銅	0.04mg/ℓ以下	試料中に含まれるオキシシン銅を有機溶媒又は固相カラムで抽出し、紫外吸光検出器付き高速液体クロマトグ	オキシシン銅	0.04mg/ℓ以下	試料中に含まれるオキシシン銅を有機溶媒又は固相カラムに抽出し、紫外吸光検出器付き高速液体クロマトグ

新			旧		
		ラフにより測定する方法			ラフにより測定する方法
クロロタロニル	0.05mg/ℓ以下	試料中に含まれるクロロタロニルを有機溶媒又は固相カラムで抽出し、アルカリ熱イオン化検出器若しくは電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	クロロタロニル	0.05mg/ℓ以下	試料中に含まれるクロロタロニルを有機溶媒又は固相カラムに抽出し、誘導体化して、アルカリ熱イオン化検出器、炎光光度検出器若しくは電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
プロピザミド	0.008mg/ℓ以下	試料中に含まれるプロピザミドを有機溶媒又は固相カラムで抽出し、アルカリ熱イオン化検出器若しくは電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	プロピザミド	0.008mg/ℓ以下	試料中に含まれるプロピザミドを有機溶媒又は固相カラムに抽出し、誘導体化して、アルカリ熱イオン化検出器、炎光光度検出器若しくは電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
E P N	0.006mg/ℓ以下	試料中に含まれるE P Nを有機溶媒又は固相カラムで抽出し、アルカリ熱イオン化検出器、炎光光度検出器若しくは電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	E P N	0.006mg/ℓ以下	試料中に含まれるE P Nを有機溶媒又は固相カラムに抽出し、誘導体化して、アルカリ熱イオン化検出器、炎光光度検出器若しくは電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
ジクロルボス	0.008mg/ℓ以下	試料中に含まれるジクロルボスを有機溶媒又は固相カラムで抽出し、アルカリ熱イオン化検出器、炎光光度検出器若しくは電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	ジクロルボス	0.008mg/ℓ以下	試料中に含まれるジクロルボスを有機溶媒又は固相カラムに抽出し、誘導体化して、アルカリ熱イオン化検出器、炎光光度検出器若しくは電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
フェノブカルブ	0.03mg/ℓ以下	試料中に含まれるフェノブカルブを有機溶媒又は固相カラムで抽出し、アルカリ熱イオン化検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	フェノブカルブ	0.03mg/ℓ以下	試料中に含まれるフェノブカルブを有機溶媒又は固相カラムに抽出し、誘導体化して、アルカリ熱イオン化検出器、炎光光度検出器又は電子捕

新			旧		
		ラフ質量分析計により測定する方法			獲型検出器付きガスクロマトグラフ若しくはガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
イプロベンホス	0.008 mg/ℓ以下	試料中に含まれるイプロベンホスを有機溶媒又は固相カラムで抽出し、アルカリ熱イオン化検出器若しくは炎光光度検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	イプロベンホス	0.008 mg/ℓ以下	試料中に含まれるイプロベンホスを有機溶媒又は固相カラムに抽出し、誘導体化して、アルカリ熱イオン化検出器、炎光光度検出器又は電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ若しくはガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
トルエン	0.6mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	トルエン	0.6mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
キシレン	0.4mg/ℓ以下	同	キシレン	0.4mg/ℓ以下	同
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/ℓ以下	試料中に含まれるフタル酸ジエチルヘキシルを有機溶媒に抽出し、電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/ℓ以下	試料中に含まれるフタル酸ジエチルヘキシルを有機溶媒に抽出しガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
モリブデン	0.07mg/ℓ以下	規格K0102の68.2に定める方法、酸で処理した試料を誘導結合プラズマ質量分析計又は電気加熱原子吸光光度計により測定する方法	モリブデン	0.07mg/ℓ以下	規格K0102の68.2に定める方法、ICP質量分析計により測定する方法又は電気加熱式原子吸光光度計により測定する方法
アンチモン	0.02mg/ℓ以下	前処理した試料を水素化物発生装置付き誘導結合プラズマ発光分光分析計、水素化物発生装置付き原子吸光光度計又は誘導結合プラズマ質量分析計により測定する方法	フェノール	0.05mg/ℓ以下	試料中に含まれるフェノールを有機溶媒に抽出し、必要に応じて誘導体化して、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
クロロエチレン	0.002mg/ℓ以下	試料中から揮発させたクロロエチレンをトラップ管で凝縮し、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	ホルムアルデヒド	1 mg/ℓ以下	試料中に含まれるホルムアルデヒドを有機溶媒に抽出し、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
エピクロロヒドリン	0.0004 mg / ℓ以下	試料中から揮発させたエピクロロヒドリンをトラップ管で凝縮し、ガスク	備考 1 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回る		

新			旧
		ロマトグラフ質量分析計により測定する方法	<u>ことをいう。</u>  <u>2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定方法の欄に掲げる方法により測定した硝酸性窒素の濃度と亜硝酸性窒素の濃度の和とする。</u>
全マンガン	0.2mg/ℓ以下	規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法	
ウラン	0.002mg/ℓ以下	試料中に含まれるウランを固相カラムで抽出し、誘導結合プラズマ発光分光分析計により測定する方法又は酸で処理した試料を誘導結合プラズマ質量分析計により測定する方法	
全亜鉛	知事が別に定める次に掲げる水域の区分に応じ、次に定める値 A水域（河川・湖沼） 0.03mg/ℓ以下 B水域（河川・湖沼） 0.03mg/ℓ以下 C水域（海域） 0.01mg/ℓ以下 D水域（海域） 0.02mg/ℓ以下	環境庁告示第59号に定める方法	
ノニルフェノール	知事が別に定める次に掲げる水域の区分に応じ、次に定める値 A水域（河川・湖沼） 0.001mg/ℓ以下	同	

新			旧		
	B水域（河川・湖沼） 0.002mg/ℓ以下 C水域（海域） 0.0007mg/ℓ以下 D水域（海域） 0.001mg/ℓ以下				
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	知事が別に定める次に掲げる水域の区分に応じ、次に定める値 A水域（河川・湖沼） 0.03mg/ℓ以下 B水域（河川・湖沼） 0.05mg/ℓ以下 C水域（海域） 0.006mg/ℓ以下 D水域（海域） 0.01mg/ℓ以下	同			
フェノール	知事が別に定める次に掲げる水域の区分に応じ、次に定める値 A水域（河川・湖沼） 0.05mg/ℓ以下 B水域（河川・湖沼） 0.08mg/ℓ以下	試料中に含まれるフェノールを有機溶媒に抽出し、必要に応じて誘導体化して、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法			

新		旧
	C水域（海 域） 0.2mg/ℓ 以下 D水域（海 域） 2 mg/ℓ 以下	
ホルムアルデヒド	知事が別に定める次に掲げる水域の区分に応じ、次に定める値 A水域（河川・湖沼） 1 mg/ℓ以下 B水域（河川・湖沼） 1 mg/ℓ以下 C水域（海 域） 0.03mg/ℓ以下 D水域（海 域） 0.3mg/ℓ以下	試料中に含まれるホルムアルデヒドを誘導体化して有機溶媒に抽出し、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
アニリン	知事が別に定める次に掲げる水域の区分に応じ、次に定める値 A水域（河川・湖沼） 0.02mg/ℓ以下 B水域（河川・湖沼） 0.02mg/ℓ以下	試料中に含まれるアニリンを固相カラムで抽出し、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

新		旧
	C水域（海域） 0.1mg/ℓ以下	
	D水域（海域） 0.1mg/ℓ以下	
2, 4-ジクロロフェノール	知事が別に定める次に掲げる水域の区分に応じ、次に定める値	試料中に含まれる2, 4-ジクロロフェノールを固相カラムで抽出し、誘導体化して、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
	A水域（河川・湖沼） 0.03mg/ℓ以下	
	B水域（河川・湖沼） 0.03mg/ℓ以下	
	C水域（海域） 0.01mg/ℓ以下	
	D水域（海域） 0.02mg/ℓ以下	
4-オクチルフェノール	知事が別に定める次に掲げる水域の区分に応じ、次に定める値	試料中に含まれる4-オクチルフェノールを固相カラムで抽出し、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
	A水域（河川・湖沼） 0.001mg/ℓ以下	
	B水域（河川・湖沼） 0.004mg/ℓ以下	
	C水域（海域） 0.0004 mg / ℓ以下	

新			旧		
	D水域（海域） 0.0009 mg / ℓ 以下				
有機スズ化合物 （トリブチルスズ・トリフェニルスズ）	0.01 μg/ℓ以下	試料中に含まれる有機スズ化合物を有機溶媒に抽出し、誘導体化して、炎光光度型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法			
<b>(3) 地下水</b>			<b>(3) 地下水</b>		
物質	基準値	測定方法	物質	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号。以下「環境庁告示第10号」という。）に定める方法	カドミウム	0.003mg/ℓ以下	規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	同	全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2（規格K0102の38の備考11を除く。）及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有機リン化合物 （パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	検出されないこと。	環境庁告示第55号に定める方法	有機リン化合物 （パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	検出されないこと。	環境庁告示第55号に掲げる方法
鉛	0.01mg/ℓ以下	環境庁告示第10号に定める方法	鉛	0.01mg/ℓ以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	同	六価クロム	0.05mg/ℓ以下	規格K0102の65.2（規格K0102の65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K0170—7の7のa)又はb)に定める

新			旧		
					操作を行うものとする。)
砒素	0.01mg/ℓ以下	同	砒素	0.01mg/ℓ以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	同	総水銀	0.0005mg/ℓ以下	環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	同	アルキル水銀	検出されないこと。	環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	同	PCB	検出されないこと。	環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	同	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	同	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	同	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	同	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	同	1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体については規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下	同	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	同	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	同
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	同	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	同
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	同	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	同
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	同	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/ℓ以下	同	チウラム	0.006mg/ℓ以下	環境庁告示第59号付表5に掲げる方

新			旧		
					法
シマジン	0.003mg/ℓ以下	同	シマジン	0.003mg/ℓ以下	環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	同	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	同
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	同	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/ℓ以下	同	セレン	0.01mg/ℓ以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	同	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて算出する方法。亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて算出する方法
ふっ素	0.8 mg/ℓ以下	同	ふっ素	0.8 mg/ℓ以下	規格K0102の34.1（規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格K0102の34.1.1c）（注（2）第3文及び規格K0102の34の備考1を除

新			旧		
					く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	1 mg/ℓ以下	同	ほう素	1 mg/ℓ以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
クロロエチレン	0.002mg/ℓ以下	同	クロロエチレン	0.002mg/ℓ以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)付表に掲げる方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	同	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

備考 1 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

2 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、測定方法の欄に掲げる方法により測定したシス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定方法の欄に掲げる方法により測定した硝酸性窒素の濃度と亜硝酸性窒素の濃度の和とする。

## 2 物質別分類

物質	媒体	基準値	測定方法
ダイオキシン類	大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	環境庁告示第68号に定める方法
	水質(地下水を含む。)	1pg-TEQ/ℓ以下	同
	水底の底	150pg-TEQ	同

## 2 物質別分類

物質	媒体	基準値	測定方法
ダイオキシン類	大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
	水質(地下水を含む。)	1pg-TEQ/ℓ以下	規格K0312に定める方法
	水底の底	150pg-TEQ	水底の底質中に含まれるダイ

新				旧			
	質	/g以下			質	/g以下	オキシシン類をソックスレー抽出装置により抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
	土壌	1,000pg-TE Q/g以下	同		土壌	1,000pg-TE Q/g以下	土壌中に含まれるダイオキシシン類をソックスレー抽出装置により抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
				全亜鉛	水質	0.03mg/l以下	規格K0102の53に定める方法
				有機スズ化合物 (トリブチルスズ・トリフェニルスズ)	水質	0.01 μg/l以下	試料中に含まれる有機スズ化合物を有機溶媒に抽出し、誘導体化して、炎光光度型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
				ノニルフェノール	水質	0.608 μg/l以下	規格K0450-20-10に定める方法
				4-オクチルフェノール	水質	0.992 μg/l以下	規格K0450-20-10に定める方法